

件名	盛土の総点検について
受付日	令和3年10月18日
ご意見・ご提案の概要	<p>岐阜県では、熱海市での盛土の崩落を受けて、盛土の一斉点検を実施されていると思うが、今後、県が盛土の許可をする場合、また、県自らが道路盛土をする場合は、将来的にも目詰まりのない必要な管径の排水施設を確実に施工するようにすべきではないか。</p> <p>盛土の点検は今回限りでなく、将来的にも監視していくべきではないか。</p>
県の考え方	<p>現在、実施している盛土の総点検は国の点検要領に基づいて行っております。</p> <p>県の「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」では、土地の埋立てや盛土などを規制対象（許可制）としており、当該行為区域の構造基準は、宅地造成等規制法（第9条第1項）の基準に準拠して規定しています。</p> <p>ご指摘の排水設備に関しては、本条例や他法令の技術基準の適合の有無を確認・審査するとともに、排水溝の設置も義務付けています。</p> <p>また、岐阜県の県管理道路においては、道路盛土をする場合、排水施設（集水管、ドレーン材）の目詰まり対策として、必要に応じ排水施設の周囲に吸出し防止材（不織布等）を設置しています。</p> <p>今後とも、防災及び環境保全の観点から、定期的なパトロールを行うとともに、不適正な事案に対しては法令等に基づき是正・指導してまいります。</p>
担当課	環境生活部 環境管理課 県土整備部 道路建設課